

議 事 日 程

平成26年11月28日（金曜日）午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案第77号 可茂広域行政事務組合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第4 議案第78号 可茂広域行政事務組合規約の一部変更に伴う財産処分について
- 日程第5 議案第79号 東白川村議会の議員の平成26年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第80号 東白川村常勤の特別職職員及び東白川村教育長の平成26年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第81号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第82号 平成26年度東白川村一般会計補正予算（第5号）
- 日程第9 議案第83号 平成26年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第84号 平成26年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第85号 平成26年度東白川村下水道特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第86号 平成26年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）

出席議員（7名）

1番	今井美和	2番	今井美道
3番	桂川一喜	4番	樋口春市
5番	服田順次	6番	今井保都
7番	安江祐策		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	今井俊郎	教育長	安江雅信
参事	松岡安幸	会計管理者	安江誠
総務課長	安江宏	村民課長	小池毅
産業建設課長	樋口章久	教育課長	伊藤保夫
国保診療所 事務局長	安江良浩		

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局 書記	今井修輔
-------------	------

◎開会及び開議の宣告

○議長（服田順次君）

ただいまから平成26年第2回東白川村議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げております。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（服田順次君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、3番 桂川一喜君、4番 樋口春市君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（服田順次君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本日の臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎議案第77号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第3、議案第77号 可茂広域行政事務組合規約の一部変更に関する協議についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

議案第77号 可茂広域行政事務組合規約の一部変更に関する協議について。地方自治法第286条第1項の規定により、可茂広域行政事務組合規約を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。平成26年11月28日提出、東白川村長。

可茂広域行政事務組合規約の一部を改正する規約。

可茂広域行政事務組合規約を次のとおり改正する。

第3条(2)及び(3)を削り、(4)と(5)を一つずつ繰り上げる。

お手元に配付してございます新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

1 ページ目に、可茂広域行政事務組合同規約の新旧対照表が出ております。第3条に、この組合が共同処理する事務として、現行第1号の可茂地域広域市町村圏の振興に関する事務から、5号のふるさと市町村圏基金の設置及び管理運営に関する事務の5つを行っておるわけですが、このうち2号の視聴覚教育の推進に関する事務、3号の広域における観光振興に関する事務を削除し、4号、5号をそれぞれ2号、3号に繰り上げるものでございます。

もう1枚、別冊で議案の説明資料が出ておると思いますので、そちらのほうの御用意をお願いしたいと思えます。

1 ページに、可茂広域行政事務組合同規約の一部変更に関する協議等の資料ということで出させていただきます。

この組合は平成7年4月1日に設立され、業務として5項に定めております公平委員会の事務の共同処理及び広域市町村圏の振興に関する事務からふるさと市町村圏基金の設置及び管理運営に関する事務を行っておるわけですが、現状、一本化が進まずに維持していく必要性が薄れてきた事務が出てきておると。それが視聴覚教育の推進と観光に関する事務ということで、取り組みとして、昨年11月29日、組合のほうで26年度において業務の見直しをするよう方針が決定され、今年10月14日に規約の改正、財産処分を関係市町村の議会へ提出するよう確認がございました。

今後ですが、本村は本日、関係市町村は12月の定例議会までに議会で規約の改正及び財産処分議案の議決を求め、成立後、岐阜県知事との事務協議、来年2月に条例及び規則改正の協議、3月に広域行政事務組合の定例会において条例の改正をする予定でございます。

参考としまして、公平委員会の業務は継続する案件がございますので、引き続き設置運営の方式を検討する必要がある。視聴覚ライブラリーについては、3月をもって廃止し、美濃加茂市立図書館へ4月に移行。観光振興事業については、木曾川流域での連携や国道41号線等での連携と、それぞれ地域で特色を生かしたPR活動が実施されていること。それから、ふるさと基金については引き続き管理方法を検討していく必要があるということでございます。

改正原文のほうへお戻りをいただきまして、この規約は平成27年4月1日から施行する。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第77号 可茂広域行政事務組合規約の一部変更に関する協議についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第77号 可茂広域行政事務組合規約の一部変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

◎議案第78号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第4、議案第78号 可茂広域行政事務組合規約の一部変更に伴う財産処分についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

議案第78号 可茂広域行政事務組合規約の一部変更に伴う財産処分について。地方自治法第289条の規定により、可茂広域行政事務組合の共同処理する事務から視聴覚教育の推進に関する事務を廃止することに伴う財産処分を次のとおり行うことについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。平成26年11月28日提出、東白川村長。

先ほどの説明資料の下段のほうをごらんいただきたいと思います。

参考の次になりますが、可茂広域行政事務組合規約の一部変更に伴う財産処分の説明ということで、財産に関する調書ということで、可茂視聴覚ライブラリーの中に、16ミリ映写機1台、VTR台1台と、視聴覚教材に関係するものが18種類で、全部で498個体がございます。このうち、476がフィルム等の教材になっております。あと映写機関係が8台と、あとは事務に要するものとなっております。

この財産につきましては、美濃加茂市が各関係市町村と協議をした上で取得し、市立図書館へ移行すると。関係市町村につきましては、引き続き美濃加茂市が定める約束事に従って利用することができるというものでございます。

改正原案のほうへお戻りをいただきまして、財産の処分方法。視聴覚教育の推進に関する事務に係る財産の全部は、構成市町村の協議により、平成27年4月1日から美濃加茂市に帰属させるものとする。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

今回、一応財産処分に関する事なので、確かに必要性等が少なくなっているから今回の財産処分に至ったという話ですが、平成7年から事務組合でここまで引っ張ってこられてみえるということなので、とりあえず村としてこれらの利用等の実績ですとか、美濃加茂市と協議の結果、美濃加茂市さんの規則に従って借りることもできるというふうにはされていますけれども、今後利用される展望等がありそうかどうかということも含めて、ちょっとだけお答え願えないかなと思いますけれども。

○議長（服田順次君）

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

25年度のライブラリーの教材の利用状況ということでございますが、東白川村は3件となっております。24年度の利用がなくて、23年度が1件、22年度が1件となっております。利用人数につきましては、25年度は44人、24年度が実績がなくて、23年度が82人、22年度が181人となっております。

なお、新しい教材につきましては、27年4月以降、美濃加茂市が取得して、それを関係市町村が利用させていただくということで、新しい教材が必要性に応じて整えられるということで、時代に応じた教材が整えられるようになると思いますので、情報を得ながら、教育委員会、小・中学校が中心になると思いますが、利用されていくと思います。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第78号 可茂広域行政事務組合規約の一部変更に伴う財産処分についてを採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第78号 可茂広域行政事務組合規約の一部変更に伴う財産処分については、原案のとおり可決されました。

◎議案第79号から議案第86号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第5、議案第79号 東白川村議会の議員の平成26年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第12、議案第86号 平成26年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）までの8件を、関連があるため一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江宏君。

○総務課長（安江 宏君）

議案第79号 東白川村議会の議員の平成26年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村議会の議員の平成26年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成26年11月28日提出、東白川村長。

東白川村議会の議員の平成26年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村議会の議員の平成26年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

平成26年度に限り、東白川村議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第5条の規定の適用については、同条第2項中「100分の161.5」とあるのは「100分の175.75」に改める。

新旧対照表の3ページをごらんいただきたいと思います。

本年の人事院勧告に伴います本村の議員さんへの影響ということでございます。期末手当、第5条、現行の第2項において、12月に支給する場合においては100分の161.5を乗じて得た額にということになっておりますが、これを100分の175.75に改正するものでございます。

説明資料の3ページのほうをごらんいただきたいと思います。

議会の議員の期末手当の改正の概要ということで、人事院勧告に伴います対応を上げさせていただきました。26年度の実施においては、期末手当の引き上げ、年間3.125カ月を今回0.15カ月引き上げて3.275に改正するもので、12月の期末手当で対応するということが本則の数字となります。本則におきましては、割合の特例条例がございまして、年間2.96875を3.11125に5%を掛けたもので、0.1425カ月を引き上げの対象とするものでございます。今回12月は1.615を1.7575に改正するものでございます。なお、27年度の本則につきましては、6月と12月にそれぞれ0.075ずつ引き上げをして1.775に改正するものでございます。

改正議案にお戻りをいただきまして、この条例は平成26年12月1日から施行するというので、12月の支払いに滞りのないように準備をさせていただくものでございます。

次に、議案第80号 東白川村常勤の特別職職員及び東白川村教育長の平成26年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村常勤の特別職職員及び東白川村教育長の平成26年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成26年11月28日提出、東白川村長。

東白川村常勤の特別職職員及び東白川村教育長の平成26年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村常勤の特別職職員及び東白川村教育長の平成26年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

平成26年度に限り、東白川村常勤の特別職職員の給与に関する条例及び東白川村教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の第5条の規定の適用については、同条第2項中「100分の194.75」とあるのは「100分の209」に改める。

新旧対照表の5ページのほうをごらんいただきたいと思います。

26年度の特例に関する条例の一部を改正する条例の新旧対照表で、期末手当、第5条の第2項において、12月に支給する場合においては100分の194.75を改正案で100分の209を乗じて得た額とするということでございます。

先ほどの説明資料の3ページのほうをお開きいただきたいと思います。

特別職職員及び教育長の期末手当の改正概要ということで、26年度実施と、参考で27年度の予定を上げさせていただきました。

期末手当の引き上げは、年度当初、本則で3.95とあるのを4.10に0.15カ月。これを期末手当で12月に0.15カ月、本村においては割合の特例がございますので、3.7525を3.895に0.1425カ月とするもので、その対象を期末手当のほうで行うというものでございます。1.9475を2.09ということでございます。

27年度においては、本則で3.95を4.10ということで、期末手当の6月期に1.9を1.975に、12月期に2.05を2.125にそれぞれ0.075ずつ引き上げをする予定でございます。

改正原案にお戻りをいただきまして、附則、この条例は平成26年12月1日から施行する。

次に、議案第81号 東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成26年11月28日提出、東白川村長。

東白川村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条の3第1項、それから2行ほど進みまして第16条第2項第2号、このページの終わりから4行目のところで、第23条の7第2項及び附則第23項中、1枚おめくりをいただきまして、附則の前の第3条中別表第1及び別表第2を次のように改めるということですが、新旧対照表の7ページのほうをごらんいただきたいと思います。

第3条で、給料で第1号の行政職給料表（別表第1）、2号における医療職給料表（別表第2）、イ1、ロ、イの2、ハ、イの3の給料表の全部を改正するものでございます。

次に、8ページのほうへお移りください。

13条の3につきましては、初任給の調整手当でございます。

このうち、1号につきましては月額30万6,900円を41万2,200円、2号の月額5万円については5

万300円に改めるものでございます。

9ページのほうへ移りまして、16条、通勤手当になります。通勤手当の10ページのほうにお移りいただきまして、第2項の11ページのほうへ移りまして、職員が、自家用車を利用しまして、現在、11ページのイ、ロ、ハとずうっとありますが、12ページのワまで13の区分に分かれております。今回改正の対象になるのは、イを除く12の区分について、ロの5キロメートル以上10キロ未満については「4,000円」を「4,200円」に、15キロ未満の「6,500円」については「7,100円」に、20キロ未満にある職員については「8,900円」を「1万円」に、25キロ未満である職員については「1万1,300円」を「1万2,900円」に、30キロ未満の職員については「1万3,700円」とあるのを「1万5,800円」に。

12ページの一番最後で、60キロメートル以上である職員については、ここが最高額になるわけですが、「2万4,500円」とあるのを「3万1,600円」、ここで200円から7,100円の引き上げ改定を行うものでございます。

次に、23条の7、勤勉手当の第2項で、14ページのほうへお移りをいただきまして、扶養手当の月額を合算した額に、現行一般職員にあつては100分の67.5、特定管理職にあつては100分の87.5、それから2項の再任用の職員にあつては100分の32.5、それから100分の42.5、附則23項の適用については100分の0.975、特定管理職にあつては100分の1.275を。勤勉手当減額基礎額に100分の67.5で、特定管理職にあつては100分の87.5とあるのを、それぞれ改正のほうで100分の82.5、100分の102.5、再任用職員については100分の37.5のうちの特定管理職にあつては100分の47.5。

附則23項の適用される職員については、この職員については30年の3月31日まで減額俸給を受けておるものでございます。6級の職員で、俸給に定める額の98.5%の金額になっておるものということですが、勤勉手当の対象減額に100分の1.2375、100分の1.5375、特定管理職にあつては100分の82.5、100分の102.5をそれぞれ乗じた額に、総額に相当する額を減じた額とするというものでございます。

説明資料の2ページのほうをごらんいただきたいと思います。

今回の人事院勧告に伴います26年度の改正概要でございます。

一般職員分ということですが、官民給与の逆格差0.27%を解消するため、俸給月額の引き上げ、俸給表の見直しということで、本村が持っております5つの表全部を見直しをして、26年4月1日にさかのぼり適用させるものでございます。俸給月額の引き上げは、988円から2,000円までの間の引き上げとなります。

次に、初任給調整手当の引き上げについても、26年4月にさかのぼり、医師等の初任給調整手当、専門職の手当になりますが、「30万6,900円」を「41万2,200円」、「5万円」とあるのを「5万300円」にそれぞれ引き上げるものでございます。

次に、通勤手当の引き上げも同じように26年の4月から適用させるということで、自家用車の使用距離の区分に応じて200円から7,100円の引き上げを行うものでございます。

期末勤勉手当の引き上げということでございますが、年間3.95カ月のものを4.1に引き上げると

ということで、引き上げが0.15カ月となります。対象を勤勉手当で12月期に支給するという一方で、一般職員については0.675を0.825に、特定管理職にあつては0.875を1.025に引き上げるものでございます。

なお、27年度での対応予定につきましては、給与制度については3年計画で総合的に見直しをしていくということで、給与表の水準を平均で2%引き下げとなります。27年4月から俸給表の改正で、医療の(一)、医師の分を除くということでございます。ただし、経過措置で、減額をされる分については差額として支給するというふうにされております。

寒冷地手当の支給対象地区の見直しということで、現在、東白川村は該当地区となっておりますが、新たな気象データで、2010年のメッシュ情報による平均値で、東白川村は非該当地区になることになりました。経過措置で段階的に廃止ということで、27年度は例年どおり、28年度、29年度に減額される額が定められておまして、28、29と行って30年度から廃止となります。

次に、管理職員の特別勤務手当の支給対象の見直しということで、現在、深夜勤務で午前0時から午前5時までの勤務について、休日・祝日等が支給の対象となっておりますものを、平日に深夜についても支給の対象とするもので、27年の4月から勤務1回につき6,000円を超えない範囲で支給するというもので、災害対策等がその対象となります。

2番の期末・勤勉手当の引き上げについては、0.15カ月を年間で引き上げ、6月の勤勉手当で0.075、12月の勤勉手当で0.075それぞれ引き上げをするものでございます。

本文へお戻りをいただきまして、附則、この条例は、公布の日から施行する。ただし改正後の条例第3条第1項第1号及び別表第1及び同項第2号別表第2、1号については行政職、それから別表2については医療職になりますが、改正後の条例第13条の3第1項及び第2項並びに改正後の条例第16条第2項第2号のロからワの規定は、初任給調整手当、それから通勤手当について及び勤勉手当については、平成26年4月1日から適用するというものでございます。

なお、次ページに行政職の給料表が4ページ、その次に別表第2で医療職のお医者さんの関係の給料表が4ページ、ロの医療職の(二)ということで、理学療法士、それからリハビリの先生等が対象になる給料表が4ページ、それからハで、医療職の給料表(三)ということで、看護師さんが対象になる給料表全部を改正するものでございます。

次に、議案第82号 平成26年度東白川村一般会計補正予算(第5号)。

平成26年度東白川村一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ569万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億2,964万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年11月28日提出、東白川村長。

2ページの第1表歳入歳出予算の補正、歳入、3ページ、4ページの歳出、6ページの事項別明細書の1.総括の歳入、7ページの歳出の朗読を省略し、8ページの2.歳入から御説明を申し上げます。

18款1項1目繰越金、補正額569万9,000円、前年度繰越金を財源とするものでございます。

9ページ、3. 歳出。

1款1項1目議会費、補正額48万5,000円、説明欄で、議会運営費で41万3,000円のうち議員さんの期末手当の分、7名分で22万7,000円の追加。議員研修費、費用弁償ということで、7名分の宿泊費と当初から不足しています4名分の旅費を合わせた18万6,000円を追加するものでございます。

議会事務局費、ここからは人勧への対応となります。一般職給与、1万8,000円、1名分になります。期末手当4,000円、勤勉手当3万9,000円、共済費1万1,000円、議会費の補正額が48万5,000円。

2款1項1目一般管理費、補正額178万円、総務一般管理費で給料が一般職13名分で19万3,000円、職員手当等140万5,000円のうち、特別職の期末手当10万2,000円、一般職の期末手当4,000円。これは4月にさかのぼり遡及する分でございます。勤勉手当66万1,000円、通勤手当8万8,000円、それから防災勤務手当ということで、台風18号、19号で例年より台風への対応が多かったということで不足しますので、防災勤務手当として55万円を追加するものでございます。職員共済組合費、特別職1万8,000円、一般職16万4,000円となっております。

2款2項1目税務総務費、補正額22万8,000円の追加。一般職員3名分の給料6万円、職員手当等13万3,000円のうち、期末手当1万2,000円、勤勉手当11万3,000円、通勤手当8,000円、共済費3万5,000円。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費、補正額7万8,000円の追加。職員1名分でございます。給料1万8,000円、職員手当等4万8,000円、期末手当4,000円、勤勉手当4万4,000円、共済費1万2,000円となっております。

3款1項1目住民福祉費、補正額31万2,000円の追加。職員5名分で、一般職員給7万9,000円、職員手当等18万4,000円、うち期末手当が1万7,000円、勤勉手当16万5,000円、通勤手当が2,000円、共済費が4万9,000円。

3目保健福祉費、補正額7万1,000円、職員1名分の給料2万1,000円、期末手当が5,000円、それから勤勉手当が3万4,000円、職員手当等の合計金額は3万9,000円と、共済費が1万1,000円となっております。

社会福祉費の合計が38万8,000円となっております。

3款2項1目、児童福祉費、児童福祉総務費、補正額9万6,000円。子育て支援事業、職員1名分でございます。給料1万5,000円、期末手当3,000円、勤勉手当5万7,000円、通勤手当8,000円、共済費1万3,000円。

2目認可保育所費38万7,000円の追加、みつば保育園運営費で職員5名分でございます。給料9万5,000円、期末手当1万9,000円、勤勉手当20万8,000円、通勤手当5,000円、共済費6万円となっております。

児童福祉費の合計が48万3,000円となっております。

4款1項1目、保健衛生費、保健衛生総務費、補正額43万6,000円。5名分の給料で7万6,000円。

期末手当が1万7,000円、勤勉手当が26万4,000円、通勤手当が1万3,000円、共済費が6万6,000円となっております。

3目母子健康センター費、補正額8万9,000円、1名分の給料ということで1万6,000円、期末手当4,000円、勤勉手当4万8,000円、通勤手当8,000円、共済費1万3,000円。

5目環境対策費11万2,000円の追加。環境総務費で、職員1名分の給料1万8,000円、期末手当4,000円、勤勉手当4万円、寒冷地手当1万4,000円、通勤手当2万5,000円、共済費1万1,000円で、保健衛生費の合計が63万7,000円となっております。

6款1項1目農業委員会費、補正額6万9,000円、農業委員会活動費、給料1名分で2万3,000円、期末手当6,000円、勤勉手当2万9,000円、共済費1万1,000円。

2目農業総務費、補正額16万9,000円の追加。職員2名分の給料2万7,000円、期末手当6,000円、勤勉手当10万8,000円、通勤手当1,000円、共済費2万7,000円で、農業費の合計が23万8,000円となっております。

6款2項1目林業総務費、補正額20万1,000円。2名分の給料ということで2万9,000円、期末手当7,000円、勤勉手当10万6,000円、寒冷地手当3万2,000円、共済費2万7,000円。

7款1項1目商工振興費、補正額33万8,000円。一般職員4名分の給料ということで7万円、期末手当1万5,000円、勤勉手当19万3,000円、通勤手当9,000円、共済費5万1,000円。

8款1項1目土木総務費、補正額17万5,000円の追加。2名分の給料ということで3万円、期末手当7,000円、勤勉手当10万4,000円、通勤手当8,000円、共済費2万6,000円。

10款1項2目、教育委員会の事務局費、補正額67万3,000円追加。教育長及び一般職員の給料ということですが、給料につきましては一般職員6名分ということで9万5,000円、期末手当10万円、勤勉手当32万3,000円、通勤手当5万8,000円、共済費が9万7,000円でございます。

合わせて569万9,000円の追加となっております。以上です。

○議長（服田順次君）

村民課長 小池毅君。

○村民課長（小池 毅君）

議案第83号 平成26年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

平成26年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,569万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年11月28日提出、東白川村長。

2ページから3ページの歳入歳出予算補正、並びに4ページから6ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の朗読を省略させていただきまして、7ページの歳入から説明をさせていただきます。

10款1項1目繰越金、補正額10万円。前年度繰越金でございます。

3. 歳出。

1 款 1 項 1 目一般管理費、補正額は10万円。内訳ですが、国保の担当職員の給与1名分で1万3,000円、職員手当が、期末手当が3,000円、勤勉手当が5万7,000円、通勤手当が1万3,000円、退職手当組合負担金が2,000円、共済費が1万2,000円。以上でございます。

続きまして、議案第84号 平成26年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第4号）。

平成26年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,356万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年11月28日提出、東白川村長。

2ページから3ページの歳入歳出予算補正、並びに4ページから6ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の朗読を省略し、7ページの歳入から説明をさせていただきます。

2. 歳入。

3款1項1目繰越金、補正額が9万3,000円。前年度繰越金でございます。

3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額が9万3,000円。これは簡水の担当職員1名の給与が1万3,000円、職員手当としまして、期末手当が3,000円、勤勉手当が6万1,000円、退職手当組合負担金が2,000円、共済費が1万4,000円。以上でございます。

続きまして、議案第85号 平成26年度東白川村下水道特別会計補正予算（第2号）。

平成26年度東白川村下水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,266万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年11月28日提出、東白川村長。

同じく2ページから3ページの歳入歳出予算補正、並びに4ページから6ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の朗読を省略しまして、7ページの歳入から説明をさせていただきます。

2. 歳入。

3款1項1目繰越金、補正額8万8,000円。前年度繰越金でございます。

3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額8万8,000円。これは下水担当職員1名の給与1万4,000円、職員手当としまして、期末手当4,000円、勤勉手当5万5,000円、退職手当組合負担金3,000円、共済費が1万2,000円。以上でございます。

○議長（服田順次君）

診療所事務局長 安江良浩君。

○国保診療所事務局長（安江良浩君）

議案第86号 平成26年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）。

平成26年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ105万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,178万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成26年11月28日提出、東白川村長。

2ページ、3ページの第1表及び5ページ、6ページの事項別明細のところは省略させていただきます。7ページの歳入から説明をさせていただきます。

6款1項1目繰越金、前年度繰越金105万6,000円。

続きまして歳出。

1款1項1目一般管理費12万4,000円の減。ここにつきましては、事務局員1名の人事院勧告による人件費の差額分と、4月1日付で異動によりまして手当等に変更が生じたので補正をさせていただきました。総務一般管理事業の給料が3万9,000円。職員手当のうち、扶養手当が21万6,000円の減。これについては異動による不用額が生じたものでございます。期末手当についても同じく不用額が出ましたので減額の補正でございます。勤勉手当が7万2,000円、退職手当組合負担金が7,000円、共済組合の負担金で4,000円の追加でございます。

続きまして、2款1項1目一般管理費118万円の補正でございます。ここにつきましては、医師2名、技術職2名、看護師8名の人件費等の追加補正でございます。給料が一般職員給で27万8,000円の追加。職員手当につきまして、扶養手当の23万4,000円追加につきましては、医師の異動により扶養手当が生じたための追加でございます。期末手当が14万9,000円、勤勉手当3万2,000円、通勤手当30万2,000円、退職手当組合負担金が4万6,000円、初任給調整手当が4万8,000円の追加でございます。また、共済費の9万1,000円は職員共済組合の負担金ということで追加をさせていただきました。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第79号 東白川村議会の議員の平成26年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第86号 平成26年度東白川村国保診療所特別会計

補正予算（第3号）までの8件を一括して採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第79号 東白川村議会の議員の平成26年度における期末手当の割合の特例に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第86号 平成26年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第3号）までの8件は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（服田順次君）

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。平成26年度第2回東白川村議会臨時会を閉会します。

午前10時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員